



平成22年(2010年) 3/5 第1215号

発行:小平市 編集:企画政策部 秘書広報課 〒187-8701 小平市小川町二丁目 1333番地 ☎042(341)1211(代表)

市報 こだいら

引っ越しのごみは 計画的に出しましょう

ごみをする前に、ほかの人に譲るなどの方法を考えてみましょう。なお、1回の収集で出せる量は、1世帯5袋までです。

粗大ごみの受付は☎03(5715)1774へ
(月曜～土曜日 午前8時30分～午後6時)
※インターネットからも申込みできます。

問合せ ごみ減量対策課☎042(346)9535

◇小平市ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp> ◇電子メール info@city.kodaira.lg.jp



自治基本条例の制定にあ
わせ、条例に関する理解を
深めるために開催します。

とき 3月20日(土)
午後7時～9時 6時30分
開場 中央公民館ホール
費用 無料

自治基本条例 制定記念フォーラム



転勤や就職、進学を季節
を迎え、引っ越しなど
に伴う手続き(表1)のた
めに、市役所の市民課や東
部・西部出張所などの窓口
がたいへん込み合います。
特に学校の春休みの期間

3月・4月は 引っ越しのシーズンです

市民課の窓口がたいへん混雑します



自治基本条例の制定にあ
わせ、条例に関する理解を
深めるために開催します。

とき 3月20日(土)
午後7時～9時 6時30分
開場 中央公民館ホール
費用 無料

自治基本条例の制定にあ
わせ、条例に関する理解を
深めるために開催します。

とき 3月20日(土)
午後7時～9時 6時30分
開場 中央公民館ホール
費用 無料

自治基本条例の制定にあ
わせ、条例に関する理解を
深めるために開催します。

とき 3月20日(土)
午後7時～9時 6時30分
開場 中央公民館ホール
費用 無料

自治基本条例の制定にあ
わせ、条例に関する理解を
深めるために開催します。

とき 3月20日(土)
午後7時～9時 6時30分
開場 中央公民館ホール
費用 無料

中や月曜日、休日の翌日は
込み合い、お待たせする時
間が長くなります。ご理解
とご協力をお願いします。

◆市役所市民課
受付時間 ▽月曜～金曜日
午前8時30分～午後5時
▽土曜日 午前8時30分～
午後0時15分
※祝日、休日、年末年始を
除く。

◆東部出張所、西部出張所
S.M.OやSuicaも利
用いただけます。

◆転入、転出の届出などの
市民課業務をはじめ、国民
健康保険など、さまざまな

表1 届出一覧

届出の種類	届出の期間	届出に必要なもの
転入届 (市外から小平に住 所を移したとき)	転入した日から 14日以内	・本人確認資料(運転免許証、パスポートなど) ・印鑑 ・転出証明書(外国からの転入の方はパスポートと 戸籍の全部事項証明書、附票の写し)
転出届 (小平市から市外へ 住所を移すとき)	住所を移す前	・本人確認資料(運転免許証、パスポートなど) ・印鑑 ・印鑑登録証、こだいら市民カード(登録者) ・住民基本台帳カード(交付を受けている方) ・国民健康保険証(加入者) ・後期高齢者医療被保険者証(加入者) ・介護保険証(65歳以上の加入者) ・乳幼児医療証、義務教育就学児医療証(受給者)
転居届 (市内で住所を移し たとき)	住所を移した日 から14日以内	・本人確認資料(運転免許証、パスポートなど) ・印鑑 ・住民基本台帳カード(写真付きのカードの交付を 受けている方) ・国民健康保険証(加入者) ・後期高齢者医療被保険者証(加入者) ・介護保険証(65歳以上の加入者) ・乳幼児医療証、義務教育就学児医療証(受給者)
世帯変更届 (世帯主が変わった、世帯を分離・ 合併した、世帯を 変更したとき)	変更のあった日 から14日以内	・本人確認資料(運転免許証、パスポートなど) ・印鑑 ・国民健康保険証(加入者) ・後期高齢者医療被保険者証(加入者) ・介護保険証(65歳以上の加入者) ・乳幼児医療証、義務教育就学児医療証(受給者)

※学生寮やアパートに引っ越しをしてきた学生、生徒も届出が必要です。

4月から 高校生も 児童館の利用が可能に

4月から、市内の児童館
の利用対象者・開館時間を
拡大します。これまで放課
後に利用できる時間が短か
った中学生や、高校生が来
館しやすくなります。

変更点 下表のとおり

なお、運営は、特定非常
勤活動法人ワークスコー
プが、指定管理者として行
います。

児童館の変更点

対象	開館時間
乳幼児と保護者、 小学生	月曜・水曜～日曜日、祝日 午前9時～午後6時
中学生、高校生	月曜・水曜～金曜日 午前9時～午後7時 土曜・日曜日、祝日 午前9時～午後6時

※火曜日、年末年始は休館となります。

引っ越しと 住まいの地震対策を 合わせて

大地震が発生すると、家
具の転倒やガラスの破片が
けがの大きな要因となりま
す。

家具の転倒などは、ちょ
っとした対策で防ぐことが
できます。いつか必ず起こ
る地震に備え、日ごろから
家庭や事業所の家具類の転
倒防止やガラスの飛散防止



3月・4月は、転勤など
で引っ越しの多い時期で
す。引っ越しの際は、家具
類の転倒防止対策を行う絶
好の機会です。ぜひ、取り
組んでください。

対策方法など、詳しくは
ご相談ください。

問合せ 防災安全課☎042
(346)9519、小平
消防署警防課防災係☎042
(341)0119

表2 出張所で取り扱う主な業務

分類	内容
住民登録	転入届、転出届、転居届など
戸籍	出生届、婚姻届、転籍届など
印鑑	印鑑登録申請、廃止申請など
税務	市・都民税の申告など
納税・納入	市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料
国民健康保険	資格取得・喪失届など
後期高齢者医療	資格取得・喪失届など
国民年金	資格取得・喪失届、保険料免除申請、学生納付特例申請など
児童	児童手当認定請求など
各種証明	住民票の写し、戸籍全部(個人)事項証明書、印鑑登録証明書、登録原票記載事項証明書、課税・非課税証明書、固定資産税関係証明書、納税証明書など

表3 動く市役所の巡回日程

曜日	月	火	水	木	金
時間					
午前9時30分～11時	鈴木地域センター	小川公民館	上水南公民館	小川公民館	上水南公民館
午後2時～3時30分	中島地域センター		大沼地域センター	中島地域センター	大沼地域センター

※土曜・日曜日、祝日、休日、年末年始(12月29日～1月3日)は休みです。



◆動く市役所
市役所や出張所から遠い
方のための移動窓口です。
市内5か所を巡回していま
すので、最寄りの会場をこ
利用ください(表3)。

取扱業務は出張所とほぼ
同じですが、即日処理でき
ない業務があります。住民
票の写しや印鑑登録証明
書、税関係の証明書など
は、市役所に事前に電話で
請求すると直近の巡回日に
受け取ることができます。

◆証明書自動交付機
市役所や出張所などに設
置した証明書自動交付機を
利用して、休日や夜間(一
部を除く)にも住民票の写
し、印鑑登録証明書、戸籍
全部(個人)事項証明書を
受け取ることができま
(表4)。

表4 証明書自動交付機の設置場所・利用時間

設置場所	利用時間
市役所 東部出張所 西部出張所 市民総合体育館	月曜～金曜日 午前8時30分～午後8時 土曜日 午前8時30分～午後5時 日曜日、祝日、休日 午前9時～午後5時
大沼公民館・図書館	月曜～土曜日 午前8時30分～午後5時 日曜日、祝日、休日 午前9時～午後5時
市民文化会館 (ルネこだいら)	月曜～金曜日 午前9時～午後8時 土曜・日曜日、祝日、休日 午前9時～午後5時

※年末年始、各施設の休館日は利用できません。
※市民文化会館は、設備改修のため3月31日(水)まで月曜～金曜日の利用時間が午前9時～午後7時となります。なお、3月15日(月)・16日(火)は休館します。
※市民総合体育館は第1月曜日(休日にあたる場合はその翌日)、市民文化会館は第4月曜日とその翌日(4月以降)が休館日です。
※市民文化会館には、駐車場がありません。

◆戸籍の証明は小平市に本
籍を有する方のみ。
利用には、暗証番号を登
録した「こだいら市民カ
ード」、または印鑑登録証明
書、住民票の写し、戸籍全
部(個人)事項証明書がと
れる暗証番号を登録した
「住民基本台帳カード」が
必要です。事前に手続きを
してください。

問合せ 市民課☎042(34
6)9804、東部出張所
☎042(467)1211
1、西部出張所☎042(34
3)1211

戸籍・住民異動の届出、諸証明の請求には 本人確認資料を

戸籍の全部(個人)事項証
明書・住民票の写しなどの
証明を請求するときは、窓
口での本人確認が義務付け
られています。写真付きの
住民基本台帳カード、運転
免許証、パスポートなどの
本人確認資料を忘れずにお
持ちください。

なお、本人に頼まれて代
理人が請求するときは、委
任状が必要です。

※本人確認資料や代理人の
申請方法など、詳しくはお
問い合わせください。

問合せ 市民課☎042(34
6)9804